

平成 30 年住宅・土地統計調査 < 10 月 1 日実施 >

問政策財政課 ☎ ⑤ 6711

住宅・土地統計調査は、我が国の住宅・土地の現状を明らかにする 5 年に 1 度の統計調査です。調査結果は、今後の住宅・土地政策に欠かせない基礎データのほか、最近の社会・経済課題に対応するための詳細なデータとして活用されます。市では約 2,500 世帯を対象に行われます。調査対象として選定された世帯には、9～10 月に調査員が伺いますので、インターネットか調査票での回答をお願いします。

なお、ご回答いただいた内容は、統計法によって厳重に保護されますので、安心してご回答ください。
※調査員は、調査員証を携帯し訪問します。



問生活福祉課 ☎ ⑤ 6718

ヘルプカード



ヘルプマーク



ヘルプマークとヘルプカードを配布しています
外見では障がいなどがあると分かってなくても援助が必要な人がいます。そのような人々がヘルプマークを身に付けたり、ヘルプカードを提示したりすることで、周囲の人に配慮が必要なことを知らせることができまます。
配布対象 身体障がい、知的障がい、発達障がいなどのある人
配布場所 生活福祉課
※ヘルプマークを身に付けている人を見かけた時やヘルプカードの提示をされた時には、思いやりのある行動や支援をお願いします。

問家庭ごみ、事業系一般廃棄物に関すること

まちづくり支援課 ☎ ⑤ 6726
産業廃棄物に関すること
三八地域県民局環境管理部
☎ 0178・27・5111

	廃棄物の種類	処理方法
事業系ごみ	産業廃棄物 (廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、汚泥など廃棄物処理法に定められた 20 種類のもの)	産業廃棄物処理施設へ自己搬入 産業廃棄物収集運搬許可業者へ依頼
	事業系一般廃棄物	広域事務組合(ごみ処理場)へ自己搬入 一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼



事業系ごみは適正に処理しましょう
事業活動に伴い会社・工場・事業所・店舗から排出されるごみは、規模の大小に関わらず「事業系ごみ」です。「事業系ごみ」は、法律により事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。
町内会や地域住民、アパートで管理しているごみ収集所は家庭ごみ専用です。「事業系ごみ」は出さないでください。

未定地区の民生委員・児童委員が決まりました

問県視覚障害者情報センター
☎ 0177・782・7799

青森県視覚障害者情報センターをご利用ください
視覚障害者情報センターは、視覚障がい者の方に、点字図書や録音図書、録音雑誌の貸し出しを行っています。利用には登録が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。

問青森県行政書士会 十和田支部
☎ ② 8320

※事前予約可
士業(行政書士・土地家屋調査士・社会保険労務士) 合同無料相談会
とき 10月6日(土) 午前10時～午後3時
ところ 東奥日報社十和田支局
2階 会議室
内容 ▼行政書士 遺言書、相続などに関する書類作成など ▼土地家屋調査士 土地境界に関することなど ▼社会保険労務士 労働、社会保険、年金に関すること

氏名・連絡先	担当地区
古館 専一 ☎ ② 3323	本町、羽立、泉田、和田山、盲沼、荊窪

問生活福祉課 ☎ ⑤ 6749